

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正について

平成 23 年 1 月 18 日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、「外務員等資格試験制度の見直しに関するワーキング」において、資格管理業務に対する協会の意見・要望等に対する対応を「資格管理業務における課題への対応に伴う関連規則見直しのポイント」として取りまとめ、平成 22 年 9 月 14 日の自主規制会議において、承認されたところである。

今般、同見直しのポイントに基づき、自主規制の質を維持しつつ、協会における外務員等資格試験・外務員資格更新研修の管理事務効率の向上、外務員の職務への従事に要する期間の短縮（人員配置の機動性の向上）等を図るため、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則」、「外務員等資格試験に関する規則」及び「金融商品仲介業者に関する規則」の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

1. 一種外務員・特別会員一種外務員資格試験を（二種外務員・特別会員二種外務員資格を有していなくとも）直接受験できることとする。これに関連し、一般の者に開放する試験（現行、二種外務員資格試験のみ）に、一種外務員資格試験を加える。

（「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）第 4 条、第 13 条）

2. 外務員等資格試験不合格時の受験待機期間（現行、1 回目：30 日、2 回目：30 日、3 回目：180 日…）を、受験回数にかかわらず 30 日とする。また、受験待機期間中はすべての資格試験の受験を禁止する。

（「試験規則」第 9 条）

3. 外務員資格更新研修（現行、3 種類）を、所属業態や従事業務を問わず外務員として最低限身に付けておくべき基本的な知識を確認する内容に限定し 1 種類に統合する。また、一般開放試験合格者に係るいわゆる事前更新研修を廃止し、外務員登録日後 180 日以内の外務員資格更新研修に統合する。

（「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「登録規則」という。）第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 3、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則」（以下「登録細則」という。）第 10 条、第 11 条、「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「仲介業規則」という。）第 18 条、第 18 条の 2）

4. 協会員が使用人として採用しようとする者等に外務員等資格試験を受けさせる場合の受験制限等を緩和する。

(「試験規則」第4条、第7条、第10条、第11条)

5. 協会員が本協会に提出する外務員登録申請書、外務員登録事項変更届出書、登録外務員の職務廃止届出書等の書類について、システムによる提出を可能とする。

(「登録規則」第7条、第8条、第10条、第14条、第17条、「登録細則」第5条、第7条、新第6条、新第7条、「試験規則」第11条、「仲介業規則」第30条、第31条)

6. その他所要の整備を行う。

(「登録規則」第2条、第7条、第9条、第15条、第16条、第18条、「登録細則」第3条、第5条から第7条、第9条、第10条、「試験規則」第4条、第4条の2、第6条、第7条、第11条、第12条、「仲介業規則」第10条の2、第15条、第18条、第19条、第31条、新第18条)

Ⅲ. 施行時期

本協会が別に定める日から施行する。ただし、「仲介業規則」第10条の2第2項第5号、同条第4項及び第15条第2項の改正については、平成23年1月18日から施行する。また、「試験規則」第4条第2項、第7条第7項及び第8項、第10条第2項、第11条の改正は、平成23年10月1日から施行する。

以 上

平成 23 年 1 月
日本証券業協会

今般の規則改正のポイント

I. 見直しのポイント

1. 一種外務員・特別会員一種外務員資格試験の直接受験制度の創設（一種外務員・特別会員一種外務員資格試験の受験要件の見直し）

現行	見直しのポイント
● 二種外務員・特別会員二種外務員資格を有することを要件としている。 ● 一般の者に開放する試験は、二種外務員資格試験のみ。	● 二種外務員・特別会員二種外務員資格を有していなくとも、受験できることとする。 ● 一般の者に開放する試験に、一種外務員資格試験を加える。

（「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）第 4 条、第 13 条）

2. 外務員等資格試験に不合格となった場合の受験待機期間・受験回数管理の見直し

現行	見直しのポイント
● 不合格回数に応じた期間¹、同一種類の外務員等資格試験を受験できない。	● 受験回数にかかわらず 30 日とする。 ● また、受験待機期間中はすべての資格試験の受験を禁止する。

（「試験規則」第 9 条）

3. 外務員資格更新研修の種類の統合・事前更新研修の廃止

現行	見直しのポイント
● 会員・特別会員の別、特別会員にあつては外務員資格・登録金融機関金融商品仲介行為への従事・非従事の別等により、受講すべき外務員資格更新研修の種類（全 3 種類）を選択する。	● 外務員資格更新研修を、所属業態や従事業務を問わず外務員として最低限身に付けておくべき基本的な知識を確認する内容に限定し 1 種類に統合する。

¹ 1 回目・2 回目：30 日間、3 回目：180 日間の繰り返し。

現行	見直しのポイント
● 一定の条件に該当する者は、外務員登録日後 180 日以内に外務員資格更新研修を受講しなければならない。ただし、一般開放試験に合格した者のうち一定の条件に該当する者は、外務員登録前に外務員資格更新研修（事前更新研修）を受講しなければならない。	● 事前更新研修を廃止し、外務員登録日後 180 日以内の外務員資格更新研修に統合する。

（「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「登録規則」という。）第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 3、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則」（以下「登録細則」という。）第 10 条、第 11 条、「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「仲介業規則」という。）第 18 条、第 18 条の 2）

4. その他

- (1) 協会が使用人として採用しようとする者等に外務員等資格試験を受けさせる場合の受験制限等の緩和

現行	見直しのポイント
● 入社前 90 日以内に限り受験を認める等の受験制限等。	● 左記受験制限期間を廃止する等、受験制限等を緩和する。

（「試験規則」第 4 条、第 7 条、第 10 条、第 11 条）

- (2) 協会が本協会に提出する外務員登録申請書、外務員登録事項変更届出書、登録外務員の職務廃止届出書等の提出方法の見直し

現行	見直しのポイント
● 書面による提出。	● システムによる提出²。

（「登録規則」第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 14 条、第 17 条、「登録細則」第 5 条、第 7 条、新第 6 条、新第 7 条、「試験規則」第 11 条、「仲介業規則」第 30 条、第 31 条）

II. 施行時期

以下に掲げるものを除き、本協会が別に定める日から施行する³。

- (1) 文言整備に係る改正⁴については、平成 23 年 1 月 18 日から施行する。
- (2) 項番 4 (1)に係る改正は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

以 上

² 外務員数が極めて少ない協会の事情を考慮し、書面による弾力的な対応も可能とすることとした。

³ 本協会は、平成24年1月を目途としてシステムリプレースを行うこととしている。このため、施行の日は、当該リプレースの稼動と平仄を合わせる。

⁴ 「仲介業規則」第10条の2第2項第5号、同条第4項及び第15条第2項。

資料 5

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の施行日の取扱いについて

平成 23 年 1 月 18 日

日本証券業協会

去る、平成 22 年 10 月 14 日のエクイティ委員会及び同月 19 日の自主規制会議での御了承を得て、同日付けで「『株券等の貸借取引の取扱いに関する規則』の一部改正について」（日証協（自 1）22 第 83 号）を通知したところであるが、今般、改正後の第 3 条第 2 号の規定は、第 17 条に規定する株券等貸借取引の状況の報告及び公表について、「本協会が別に定める日」を、システムの対応等、所要の準備が整ったことから、平成 23 年 2 月 7 日と定めることとする。

以 上

「公募増資公表後等における空売りの取扱いに関するワーキング・グループ」設置要綱

平成 23 年 1 月 11 日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

金融庁は、平成 22 年 12 月 24 日に公表した「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（最終版）」において、公募増資に関連した不公正な取引への対応について公表している。

その中に示された対応の一つとして、上場会社が公募増資により資金調達を行う場合において、増資公表後、新株の発行価格決定までの間に空売りを行った上で新株を取得する取引を禁止することとし、平成 23 年度上半期を目途に金融商品取引法の関連政府令の改正を行うことを掲げている。

このような改正は、会員の業務に与える影響が広範囲に及ぶものと考えられることから、関連政府令等の改正に対応するとともに、併せて自主規制ルールの整備の検討をするため、エクイティ委員会の下部機関として、標記ワーキング・グループ（以下、「本WG」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 公募増資公表後における空売りの取扱いについて
- (2) その他

3. ワーキング・グループの構成

- (1) 本WGの人数は、15 名程度とする。
- (2) 本WGのメンバーは、会員の実務担当者並びに有識者から選任する。
- (3) 本WGに主査を置く。
- (4) 本WGにオブザーバーを置くことができる。
- (5) 必要に応じ、本WGに分科会を置くことができる。

4. ワーキング・グループの運営

本WGは、その検討状況について、適宜エクイティ委員会に報告を行う。

5. 事務の所管

本WGの庶務は、本協会 自主規制本部 自主規制 1 部が担当する。

以 上

公募増資公表後等における空売りの取扱いに関するワーキング・グループ

平成 23 年 1 月

日本証券業協会

主 査	辛 島 利 泰	(野 村 證 券	ク・ローハ・ル・エクイティ・ストラテシ-室 次 長)
委 員	赤 崎 洋 子	(モルガン・スタンレーMUFG証券	エグゼクティブディレクター)
〃	新 井 健 治	(ゴールドマン・サックス証券	証券コンプライアンス部 ヴァイス・プレジデント)
〃	宇 藤 康 浩	(メリルリンチ日本証券	コンプライアンス デパート)
〃	大 崎 貞 和	(野 村 総 合 研 究 所	主 席 研 究 員)
〃	倉 橋 誠 一 郎	(み ず ほ 証 券	エクイティシンジケーション部長)
〃	花 倉 恒 徳	(三菱UFJモルガン・スタンレー証券	エクイティ・キャピタル・マーケット部 エクイティ・シンジケーション室長 マネージング・ディレクター)
〃	浜 野 正 男	(高 木 証 券	執行役員 引受担当兼引受部長)
〃	平 光 俊 幸	(大和証券キャピタル・マーケット	エクイティ・シンジケート部 シンジケート班 副 長)
〃	丸 山 裕 志	(J P モ ル ガ ン 証 券	株 式 資 本 市 場 部 エグゼクティブディレクター)
〃	三 宅 秀 俊	(クレディ・スイス証券	コンプライアンス部 デパート)
〃	森 保 守	(S B I 証 券	資 本 市 場 部 長)
〃	横 山 淳	(大 和 総 研	資 本 市 場 調 査 部 制 度 調 査 課 次 長)
〃	葭 村 和 馬	(日 興 コ ー デ ィ ア ル 証 券	資本市場本部 エクイティ・キャピタル・マーケット部 ディレクター)
〃	渡 邊 達 也	(U B S 証 券	グローバル・キャピタル・マーケット本部 株式資本市場部 ディレクター)

以 上 15 名

(敬称略 五十音順)

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン

～新成長戦略の実現に向けて～

「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)においては、「金融戦略」を 7 つの戦略分野の 1 つとして位置づけ、成長戦略における金融の 2 つの役割を掲げている。

第一の役割は、実体経済を支えることである。少子高齢化が進展し、経済の低成長が続く中、家計部門に適切な投資機会を提供し、企業等に多様な資金調達手段を提供することを通じて、金融がこれまで以上に実体経済をしっかりと支えることが求められている。

第二の役割は、金融自身が成長産業として経済をリードすることである。我が国は、1,400 兆円を超える家計部門の金融資産、高度な人材・技術、安定した司法制度等を有し、成長著しいアジア経済圏に隣接している。こうした好条件を活かし、我が国の金融業が成長産業として発展し、付加価値を高めることが求められている。

本アクションプランは、金融がこれらの 2 つの役割を十分に発揮するための環境を整備するため、金融庁として今後取り組んでいく方策について、

- ① 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
- ② アジアと日本とをつなぐ金融
- ③ 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

の 3 つの柱にまとめ、その実現に向けた道筋を示すものである。

金融庁としては、新成長戦略の実現に向けて、本アクションプランに盛り込まれた方策に迅速に取り組んでまいりたい。

るものではないと考えられることから、このようなブロックトレードに関する証券会社の仲介行為を「買集め行為」から適用除外することとし、平成 23 年度中を目途に、金融商品取引法の関連政府令の改正を行う。

(5) 公募増資に関連した不公正な取引への対応

上場会社が公募増資により資金調達を行う場合において、①増資公表前に内部情報に基づく不公正な取引が行われているとの指摘や、②増資公表後、新株の発行価格決定までの間に空売りを行った上で新株を取得するという新株の発行価格を歪める取引が行われているとの指摘がある。

こうした取引が行われた場合には、我が国市場の公正性や透明性を害するとともに、我が国市場に対する内外投資家の信頼性を欠くことにつながりかねない。このため、①自主規制機関に対し、増資公表前における上場会社や引受証券会社等の情報管理の徹底について検討を要請する。また、②増資公表後、新株の発行価格決定までの間に空売りを行った上で新株を取得する取引を禁止することとし、平成 23 年度上半期を目途に金融商品取引法の関連政府令の改正を行う。

(6) クロスボーダー取引に係る税制の見直し

クロスボーダー取引に係る税制については、平成 23 年度税制改正大綱において、①イスラム金融に関する所要の税制措置、②証券貸借取引に関する所要の税制措置が盛り込まれたところであり、これにより我が国金融・証券市場への海外投資家の参加を促進する。また、①に併せて、我が国におけるイスラム債発行に係る環境整備を推進する。

非居住者又は外国法人に対する課税原則については、「総合主義」から「帰属主義」に見直す方向で税制当局とともに具体的な検討を行い、早期の実現を目指す。

(7) 非居住者債券所得非課税制度（J-BIEM）の恒久化・拡充

非居住者債券所得非課税制度（J-BIEM）とは、海外投資家が受ける振替公社債の利子を非課税とする制度であり、平成 22 年度税制改正において、3 年間の時限措置として、振替社債が対象債券に追加されたところであるが、平成 25 年度税制改正において、振替社債に係る時限措置の恒久化を目指す。

また、平成 23 年度税制改正大綱において、非課税対象者に海外年金基金や外国 LPS（リミテッド・パートナーシップ）等が含まれることが明確化されたところであり、これにより海外投資家による本制度の利用拡大を図る。

(8) 会計基準の国際的な収れん（コンバージェンス）への対応等

国際会計基準を中心とした国際的な会計基準のコンバージェンス（収れん）に積極的に対応し、より高品質な基準を目指すため、企業会計基準委員会（ASBJ）の活動を支援する。

我が国上場企業の連結財務諸表への国際会計基準の適用に関しては、我が国企業や我が国資本市場の成長を支える観点を踏まえつつ、諸外国の動向、国際会計基準

会長一任事項の報告（22. 11. 17～23. 1. 18）

平成 23 年 1 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 金融商品取引業者の加入【1社】

《平 22. 11. 30 承認》

- ・ ストームハーバー証券株式会社（加入日：平 22. 12. 1）

2. 金融商品取引業者の脱退【1社】

《平 22. 11. 30 承認》

- ・ アクシース・ジャパン証券株式会社（脱退日：平 22. 11. 30）

3. 登録金融機関の脱退【1機関】

《平 22. 12. 27 承認》

- ・ セコム損害保険株式会社（脱退日：平 22. 12. 27）

以 上

「証券市場の新たな発展に向けた懇談会」における検討テーマについて

平成 23 年 1 月 19 日

日本証券業協会

証券市場の新たな発展に向けた懇談会

本協会では、昨年 9 月に設置した標記懇談会において、証券市場の利用者等の視点から検討課題を導き出すため、日頃から証券市場を利用している方、あるいは、これから証券市場を利用しようとしている方など、幅広い方々から証券投資に関するご意見を伺うためのアンケート調査を実施いたしました。

同アンケートにつきましては、総計 4 万 1 千件を超える貴重な声が寄せられたところでありますが、今般、同調査結果から得られた幅広い証券市場の利用者等からのご意見・ご要望を踏まえ、以下のとおり、本懇談会における当面の検討テーマを策定いたしました。

今後、本懇談会の下に設置した「市場仲介者分科会」、「商品・サービス分科会」及び「マーケット・インフラ分科会」において、それぞれの検討項目について議論を深め、本年 6 月を目途にそれまでの議論を整理し、公表する予定です。

1. 「市場仲介者分科会」における検討テーマ

証券会社等の市場仲介者が行う営業活動や、その周辺に存在する諸問題に関し、市場仲介者の信頼をより一層向上させるためには何が必要かという観点から、以下のテーマについて検討を行う。

○ 証券会社等のリテール営業について

- ⇒ 顧客重視の徹底（適合性原則、顧客ニーズの営業姿勢への反映等）
- ⇒ 販売した商品のアフターケア（購入後の情報提供、担当者変更時のフォロー等）
- ⇒ その他の論点（諸手続きの簡素化、証券会社等の財務情報の開示等）

○ 未公開株や社債を用いた詐欺を防止するための対応について

- ⇒ 証券業界としての取組みのあり方 等

○ わかりやすさの向上について

- ⇒ 平易な用語の使用、わかりやすい説明の推進 等

○ 広報活動の推進について

⇒ 安心して証券投資を行うことができる制度・仕組み等についてのPR（日本証券業協会の認知度向上等） 等

2. 「商品・サービス分科会」における検討テーマ

証券会社等を通じて提供される商品やサービスに関し、投資家が成功体験を得られるような環境作り、あるいは証券投資への関心を高めるためには何が必要かという観点から、以下のテーマについて検討を行う。

○ 投資家の満足度を高めるために必要な取組みについて

⇒ リターンを向上させるための取組み 等

○ 投資家との接点の見直しについて

⇒ 広告のあり方

⇒ 投資に対するアドバイス等のあり方 等

3. 「マーケット・インフラ分科会」における検討テーマ

証券市場を支える基盤となる法制度やルール、あるいは不公正取引を排除するための仕組み等に関し、投資家が安心して証券投資を行うためには何が必要かという観点から、以下のテーマについて検討を行う。

○ 不公正取引の排除について

⇒ インサイダー取引の徹底排除に向けた取組み

⇒ 未公開株や社債を用いた詐欺を防止するための対応

⇒ その他発行市場や流通市場における諸問題

○ 証券税制の改正等について

⇒ 証券市場の活性化に資する税制のあり方 等

○ 教育・啓発活動の推進について

⇒ 証券市場や諸制度に対する一層の理解促進に向けた取組み 等

以 上

「証券市場の新たな発展に向けた懇談会」市場仲介者分科会名簿

平成 22 年 12 月
日本証券業協会

主 査	川 村 雄 介	(大 和 総 研 専 務 理 事)
委 員	青 木 優 知	(三井住友銀行投資銀行統括部上席推進役)
〃	市 本 博 康	(東京証券取引所企画マーケティング部長)
〃	江 川 雅 子	(東 京 大 学 理 事)
〃	北 山 雅 彦	(野 村 證 券 常 務 執 行 役 員)
〃	楠 本 くに代	(金 融 消 費 者 問 題 研 究 所 代 表)
〃	田 村 清	(マネックス証券執行役員法規管理部長)
〃	中 前 悟	(コ ス モ 証 券 取 締 役)
〃	萩 谷 麻 衣 子	(萩 谷 麻 衣 子 法 律 事 務 所 弁 護 士)
〃	前 田 昌 孝	(日 本 経 済 研 究 セ ン タ ー 主 任 研 究 員)

以 上 10名
(敬称略・五十音順)

「証券市場の新たな発展に向けた懇談会」商品・サービス分科会名簿

平成 22 年 12 月
日 本 証 券 業 協 会

主 査	藤 沢 久 美	(シンクタンク・ソフィアバンク 副代表)
委 員	生 島 ヒ ロ シ	(キ ャ ス タ ー)
〃	垣 崎 和 久	(大阪証券取引所市場企画グループ グループリーダー)
〃	鹿 毛 雄 二	(フラックストーン・グループ・シヤハソ 特別顧問)
〃	後 藤 公 一	(野村アセットマネジメント専務執行役員)
〃	酒 井 恵 一	(大 和 証 券 常 務 執 行 役 員)
〃	須 藤 和 也	(みずほ証券プロダクト企画・推進グループ 副グループ長)
〃	高 橋 伸 子	(生 活 経 済 ジ ャ ー ナ リ ス ト)
〃	山 田 浩 志	(東京金融取引所市場部次長兼市場グループ長)
〃	横 山 正	(前 全国公民科・社会科教育研究会会長)

以 上 10 名
(敬称略・五十音順)

「証券市場の新たな発展に向けた懇談会」マーケット・インフラ分科会名簿

平成 22 年 12 月
日本証券業協会

主 査	大 崎 貞 和	(野 村 総 合 研 究 所 主 席 研 究 員)
委 員	岡 田 正 樹	(エ デ ィ ト 代 表 取 締 役)
〃	神 作 裕 之	(東 京 大 学 法 学 政 治 学 研 究 科 教 授)
〃	鈴 木 康 史	(東 京 証 券 取 引 所 グ ル ー プ 経 営 企 画 部 長)
〃	立 原 康 司	(日 興 コ ー デ ィ ア ル 証 券 取 締 役)
〃	塚 本 章 人	(B S 朝 日 取 締 役)
〃	徳 島 勝 幸	(ニ ッ セ イ 基 礎 研 究 所 上 席 主 任 研 究 員)
〃	中 村 寛	(証 券 保 管 振 替 機 構 総 合 企 画 部 長)
〃	秦 穰 治	(確 定 拠 出 年 金 教 育 協 会 専 務 理 事)
〃	藤 井 眞 理 子	(東 京 大 学 先 端 科 学 技 術 研 究 セ ン タ ー 教 授)
〃	矢 島 達 史	(東 京 電 力 経 理 部 財 務 ク ル ー プ マ ネ ジ ャ ー)
〃	山 澤 光 太 郎	(大 阪 証 券 取 引 所 常 務 執 行 役 員)
〃	山 田 浩 志	(東 京 金 融 取 引 所 市 場 部 次 長 兼 市 場 ク ル ー プ 長)

以 上 13 名
(敬称略・五十音順)